

平成31年度 幼児センターの園児を募集します

◆募集人数

○中央幼児センター(前田) 210人 ○はまなす幼児センター(梨野舞納) 110人

◆入所基準

中央・はまなす幼児センター(保育所・幼稚園)の入所基準は次のとおりです。

○保育所 1歳児から5歳児の幼児のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする家庭の幼児

○幼稚園 3歳児から5歳児の幼児

◆入所申込について

○入所申込方法

教育委員会学校教育係、役場子育て支援係、出張所、幼児センターで『入所申込用紙』を受け取りのうえ、必要事項を記入し、提出してください。

○申込期限 1月24日(木)まで



◆利用料(保育料)

保育の必要性に応じた保育時間の認定を行い、それぞれの区分により利用者負担額を決定します。

〈保育時間の認定区分〉

(1) 保育標準時間(保育所) 午前7時30分～午後6時

(2) 保育短時間(保育所) 午前8時～午後4時

(3) 教育標準時間(幼稚園) 午前8時～午後1時30分

送迎に幼児専用バスをご利用できます。

※1歳児については、保護者による送迎になります。

幼児センター利用料基準額表

		保 育 所						幼 稚 園		
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	利 用 者 負 担 額 (月 額)						各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定 義	利 用 者 負 担 額 (月 額)	
		3 歳 未 満		3 歳		4 歳 以 上			3 歳	4 歳以上
		保育標準	短時間	保育標準	短時間	保育標準	短時間	教育標準	教育標準	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯(均等割課税を含む)	9,000円	8,500円	5,700円	5,400円	5,400円	5,100円	市町村民税非課税世帯(均等割課税を含む)	3,000円	2,700円
第3階層	市町村民税所得割48,600円未満の世帯	19,500円	18,500円	15,700円	14,900円	14,000円	13,300円	市町村民税所得割77,100円以下の世帯	10,100円	8,900円
第4階層	市町村民税所得割97,000円未満の世帯	28,500円	27,000円	24,300円	23,000円	23,000円	21,800円	市町村民税所得割211,200円以下の世帯	20,500円	19,300円
第5階層	市町村民税所得割97,000円以上の世帯	40,100円	38,000円	33,200円	31,500円	28,300円	26,800円	市町村民税所得割211,201円以上の世帯	25,700円	21,000円

※生計を同一にするおさんが2人以上いるなどの場合は、利用者負担額が減額されます。

利用料については、国の幼児教育無償化(平成31年10月頃予定)により変更になる場合があります。

◆その他

入園保護者面談(新入園児のみ)および入園説明会を次のとおり予定しています。

〈入園保護者面談〉

○中央幼児センター 2月8日(金) 午前9時15分～

○はまなす幼児センター 2月12日(火) 午前9時30分～

〈入園説明会〉

○各幼児センター 3月27日(水) 午前9時～



問合わせ先 教育委員会 学校教育係(内線503) または 役場 住民生活課 子育て支援係(内線131・132)